

令和8年度公立学校情報機器整備支援事業に係る 企画提案競技（プロポーザル）実施要項

1 目的

県立学校（義務教育段階）及び市町村立学校に整備している1人1台の学習者用コンピュータ端末（以下「端末」という。）の更新を行うにあたり、企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）を採用することで、スケールメリットを生かし、1台あたりの価格を抑えつつ、児童生徒が安心して活用できる端末を採用することを目的とする。

2 企画提案及び契約の手順

端末及び附帯品等の調達について、プロポーザル参加資格を有する企業（共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、宮崎県及び県内全ての市町村が参加する宮崎県GIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）において内容の審査を行った上で、総合的に最も優れた内容と認めた者から各市町村が端末を調達する。

なお、本業務の受託者の決定は、本業務の契約に係る予算がそれぞれの市町村で議決となり、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

3 事業の概要

(1) 事業名

公立学校情報機器整備支援事業

(2) 事業内容

令和8年度学習者用コンピュータ整備

(3) 実施主体

宮崎県GIGAスクール構想推進協議会

4 実施期間

令和8年度調達予定分

（※プロポーザル等は、令和6年度から令和10年度まで、年度ごとに実施または実施予定）

5 参加資格要件

(1) 単独企業として参加する場合

次のアからサのいずれにも該当する者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要項（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に基づき、競争入札参加資格を有すると認められた者（県に指名願いを提出している者）であること。また、プロポーザル実施日までに各市町村が定める随意契約等の入札参加資格要件を有していること。

但し、市町村が定める入札参加資格要件について申請受付期間外となっている場合は、該当市町村の入札参加資格要件を満たすことが証明できること。

その場合、申請の受付が開始され次第速やかに入札参加資格申請を行うこと。

ウ 宮崎県に本店又は支店・営業所等があること。

エ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

カ この公告の日から受託候補者を決定するまでの間に、地方公共団体から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

キ 国税及び地方税に未納がないこと。

ク リースの契約が可能な者。（リース契約が別会社となる場合は、コンソーシアムとしてリース会社を加えて参加すること）

ケ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。

コ 他の入札参加者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

サ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（2）コンソーシアムとして参加する場合

コンソーシアムを組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、次のア～オの条件を満たすこと。

ア 代表の構成員が、単独企業として参加する場合の条件を全て満たしていること。また、構成員は、単独企業として参加する場合のア、イ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サの条件を満たしていること。

イ 別紙様式2号の「共同企業体（コンソーシアム）協定書」の写しを事務局に提出すること。

ウ コンソーシアムの構成員が、単独企業として本プロポーザルに参加していないこと。

エ コンソーシアムの構成員が、本プロポーザルで2以上のコンソーシアムに参加していないこと。

オ 受託候補者となった場合は、コンソーシアムの代表企業が市町村と契約すること。

6 プロポーザル実施の公示方法

必要条件を記した仕様書を作成し公募する。公募については宮崎県のホームページで行う。

※ 市町村のホームページに県ホームページのリンク等の掲載が可能な場合は、そちらでも公示する。

7 プロポーザルの基本的な考え方

（1） 公告は協議会で行う。

- (2) プロポーザルはOSごと(Chromebook・iPad)に仕様書を作成し実施する。
- (3) 「購入」又は「リース」の契約方法は、調達を行う各市町村が判断する。
- (4) 仕様書に対する充足度合いを、提案、プレゼンテーション、価格により総合的に評価する。
- (5) プロポーザルは、導入予定の市町村参加のもと、年度ごとに実施するものとする。仕様書の内容についても、協議会の承認を得た上で、年度ごとに作成するものとする。
- (6) 審査は公告ごとに、導入予定の市町村が平等に採点を実施する。
- (7) 上記のプロセスを経て、受託候補者を決定する。

8 共同調達の内容

(1) 共同調達の範囲

品目	品名	補助対象
端末本体	学習者用コンピュータ	対象
端末附帯品	ハードウェアキーボード	対象(共同調達での同時調達のみ)
端末附帯品	タッチペン	対象(共同調達での同時調達のみ)
端末附帯品	端末本体カバー	対象(共同調達での同時調達のみ)
端末附帯品	画面保護フィルム	対象(共同調達での同時調達のみ)
MDM		対象(共同調達での同時調達のみ)
キッティング・搬入設置		対象
WEBフィルタリング		補助対象外 ただし補助要件
ソフトウェア		対象外

※ 調達の範囲については、「仕様書(4)業務履行場所／数量／附帯品の有無表」のとおり。

端末本体、ハードウェアキーボード、タッチペンについては、共同調達する。その他の項目については、調達内で、契約を検討するものであるが、調達の調整状況によっては、その他企業との契約も可とする。

(2) プロポーザルの方法

ア 二次審査式とする。

- 一次審査：参加申請書類及び企画書による参加資格の確認
- 二次審査：プレゼンテーションと質疑

※ 導入予定の市町村がOS・通信形態ごとに実施

イ 一次審査において、提案者が次のいずれかに該当することとなった場合は失格とする。

- 参加資格要件を満たさなくなったとき
- 企画書を期限までに提出しないとき
- 企画書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないときや、虚偽の記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- 上記に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

※ 失格とする者に対しては、書面で通知するものとする。

ウ 二次審査においては、導入予定の市町村（以下、「評価者」という。）がOS・通信形態ごとに審査する。評価者は、各市町村の決裁権者とし、本プロポーザル終了後の評価点の変更は原則認めないものとする。審査は、二次審査会場にて原則対面で行う（審査方法：プレゼンテーション審査）。

なお、採点に参加しない市町村についても、オンラインの参加を可とする。

エ プロポーザルは、対面による実施が基本ではあるが、一部オンラインによる実施も可とする。オンラインでの参加者がいる場合は、事前に申請すること。

オ 評価者が1地区のみで審査する必要がある場合（OSの選択が1地区のみなど）は、導入予定の当該評価者・協議会事務局及びGIGAスクール構想に精通した有識者の3者による評価を行う。

カ 事務局の役割は、以下のとおりとする。

- プロポーザルの実施及び当日の運営
- 書類の確認（審査）
- 採点表の集計
- 協議会への報告
- 提案者に対する質疑

キ 提案内容についての質疑は、当該評価者のほか、宮崎県が宮崎県公立学校学習者用端末共同調達支援業務を委託している受託者からもできることとする。

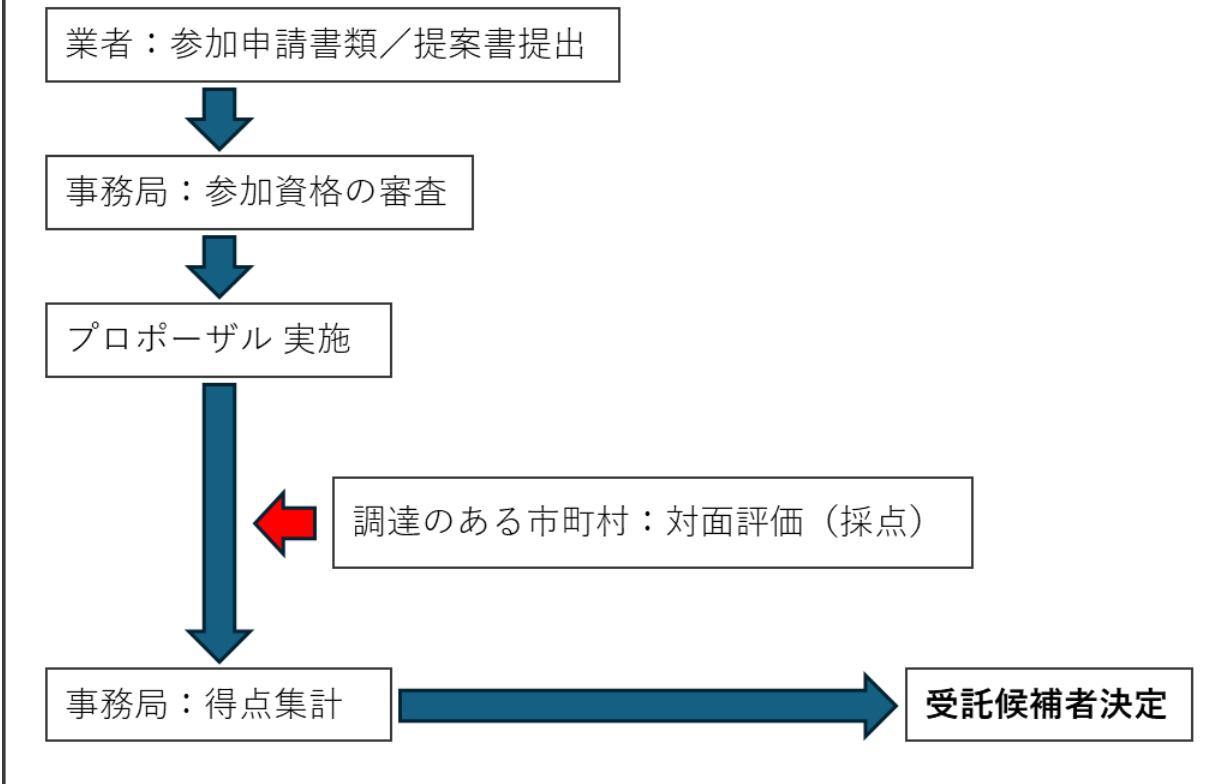
（3）プロポーザルのプロセス

ア 評価者は事業部会の構成員とし、企画書を提出した提案者によるプレゼンテーションを実施する。

イ 審査得点の合計が最も高い企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

ウ 受託候補者及びプレゼンテーションに参加した者に対し、結果通知を書面にて行う。

企画提案競技のプロセス



エ 評価基準（5段階評価）

評価者が行う評価は5段階(1～5点)とする。

オ 評価項目について

評価項目		配点 (重み)
Ⅰ 基本的事項・考え方		
Ⅰ-1	提案のコンセプト	GIGAスクール構想及び補助制度を理解し、本共同調達を円滑に進められる提案か
Ⅰ-2	納入実績	類似システムの導入実績及び技術力があるか
Ⅰ-3	スケジュール	計画的な納入スケジュールとなっているか
Ⅰ-4	柔軟性	納入前の要望に柔軟に対応できるか
Ⅰ-5	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる説明か ・資料や説明は適切か（見やすく整っているか） ・簡素・明瞭であるか ・質疑応答の対応は適切か
Ⅰ-6	業務実行体制	プロジェクトの体制およびメーカーとの連携等のプロジェクトを完遂するまでのステークス

		ホルダー全体の体制が整備されているか評価する ・プロジェクトに関するプロジェクトマネージャ及び技術者の経験、資格、過去の実績を評価する。	
2 提示品の内容			
2-1	機能（仕様に対して）	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか（仕様書を満たす場合は3点）	10
2-2	操作性	子どもたちにとって使いやすいものか	5
2-3	堅牢性	・落下や水没などの傷害ができるだけ緩和できる構造であるか ・堅牢に対する工夫やMIL規格を満たしているか ※MIL規格はアメリカ国防総省が調達する品に対して、過酷な環境で問題なく利用できるように定められている品質基準	5
2-4	利便性	ソフトのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か	5
3 構築・搬入設置およびサポート			
3-1	構築の方法	・各市町村の要望に応じてキッティングを実施できるか。 ・事前の打ち合わせ等、市町村の要望に対して柔軟かつ臨機応変な対応が可能か具体的に提案されているか。	2.5
3-2	トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求について対応可能な体制があるか	2.5
3-3	その他の作業支援	年次更新に対する補助支援が適切に行えるか	2.5
3-4	バックアップ・リカバリ	バックアップや情報消失に対するリカバリ対応は適切か	2.5
3-5	セキュリティ	端末のセキュリティについて検討された内容か	2.5
3-6	柔軟性	既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか	2.5
4 経済性			
4-1	端末・附帯品	端末・附帯品の価格は適切か ※ ((上限価格 - 当該価格) / (上限価格 - 評価基準価格)) × (最大点 - 最低点) により算出する	30
4-2	ソフトウェア	ソフトウェアの価格は適切か	10
4-3	構築・搬入設置	構築・搬入設置の価格は適切か	15
5 その他			
5-1	追加提案	仕様書を超える提案はあるか	25

9 実施要領について

(1) 日程

① 公告	令和8年1月9日（金）
② 質問書受付期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
③ プロポーザル参加申込期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
④ 企画書等提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
⑤ プロポーザル	令和8年2月16日（月）17日（火）
⑥ 結果通知	令和8年3月下旬

(2) 質問及び回答

① 提出方法	持参、郵便、電子メールとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて事務局（本要項10の場所）に到着の確認をすること。また質問には様式第5号を用いること。
② 提出場所	本要項10の場所
③ 提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
④ 回答期限	質問者に対して速やかに回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案協議参加希望者全員に回答する。

(3) 参加申込について

本プロポーザルに参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式第1号）を提出すること

① 提出場所	本要項10の場所
② 提出期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
③ 提出方法	持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、午後5時を必着とする。）
④ 提出書類	ア 企画提案協議参加申込書（様式第1号） イ （コンソーシアムを構成する場合）共同企業体コンソーシアム協定書（様式第2号） ウ 使用印届（様式第3号） ※コンソーシアムの場合は契約書に押印する構成員の分も提出 エ （代理人を選定した場合）委任状（様式第4号）

(4) 企画書の提出について

① 提出書類

下記のアからキを1セットとし、これを企画書とする。

ア 企画提案競技申請書（様式第6号）

イ 会社概要（様式第7号）

※ コンソーシアムの場合は、構成員ごとに作成すること。

ウ 提案書（納入スケジュール案を含む）

エ 導入体制図（コンソーシアムの場合は、会社名と役割も列記すること。書式は任意とする）

オ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）

カ 見積書（書式は任意）

キ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

※ コンソーシアムの場合はすべての構成員分とする。

ク 参加辞退届書（書式は任意）

※ 参加申し込み後、辞退する場合において提出するものとする。

② 企画書の提出方法

ア 提出場所	本要項10の場所
イ 提出期限	令和8年1月30日（金）午後5時まで
ウ 提出方法	持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても午後5時必着とする。）

③ 企画書の作成にあたっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 企画書のうち、企画提案競技申請書（様式第6号）及び納税証明書を1部（押印すること）、会社概要（様式第7号）、企画書、業務実績、を3部提出すること。なお、会社概要（様式第7号）、企画書及び業務実績は電子データ（PDFファイル形式）も提出すること。

※ 電子データはCD-Rで提出すること。

※ ファイル転送システム等による送付は不可。

※ パンフレット等の添付資料は別綴りとすること。

ウ プロポーザル実施後の企画書の再提出、差替えは認めない。

エ 企画書の作成は次のとおりとする。

- ・ A4版で作成すること。（A3判はやむを得ない場合のみに限るが、その場合は片面、横折込とする。）

- ・ 両面印刷とする。

- ・ 仕様書以外の提案部分については、そのことが分かるよう、わかりやすく記載すること。

- ・ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果により生じた責任は、応募者が担うこととする。

オ 納税証明書は、企画書提出前3ヶ月以内に発行されたものであること。

I 0 事務局の情報

- 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館4階）
- 担当 宮崎県教育庁教育政策課 政策・情報化推進担当
- 連絡先 電話番号 0985-26-7276
メールアドレス kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

I 1 審査

- (1) 一次審査及び二次審査の内容によって、合計点が配点の60%以上の評価を受け、かつ最も優れた提案を行った1者を決定する。審査基準は本書8(3)キ及び別紙「仕様書」に従う。
- (2) 審査結果は採択・不採択にかかわらず全員に通知する。
- (3) 採点の結果、同一点数の2者がある場合は、評価項目「1. 基本的事項・考え方」「3. 構築・搬入設置及びサポート」の高いものを受託候補者とする。なお参加市町村が1自治体の場合は、その自治体の意向をもとに決定する。
- (4) 1者のみの参加申込の場合も審査を行うが、最低基準を設ける。（総合得点に対して60%以上）

I 2 プロポーザルに当たっての留意事項

提案に当たっては、「仕様書」の基準を満たすことは当然ながら、以下の部分を評価する。

- (1) 学校の環境を熟知し、また国が進めるG I G Aスクール構想を理解し、物品の納入に留まらず、学校現場からの様々な要望に対応が可能な知識と規模を有していること。
- (2) コンソーシアムで参加する場合は、その担当・役割を企画書に明確に表記していること。
- (3) リース契約において、単独企業としてリースの契約を結べない場合は、コンソーシアムの構成員としてリース会社を列記し、役割を明確にすること。
- (4) 大量の端末の調達に対して、その調達の見込みがあることを裏付ける証明（メーカーとの確約など）を企画書に記録していること。
- (5) 納入に関して、どのようなスケジュールと手順で実施できるのかを企画書に表記していること。

I 3 契約について

- (1) 決定した受託候補者と、県及び市町村はそれぞれに契約手続きを行う。契約方法は「リース」または「購入」となる。
- (2) 端末本体、ハードウェアキーボード、タッチペンについては、令和8年5月1日時点の児童生徒数に基づき契約を結ぶが、他の項目については、各市町村の判断とする。
- (3) 決定した受託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき）により契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (4) 受託候補者、県及び市町村は、採択された企画書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業

務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から改めて見積書を徴取し、市町村及び県が定める契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (5) 決定した候補者との協議が不調に終わり、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (6) 基本パッケージ以外のもの（ソフトウェアや構築・搬入設置）を市町村で独自に導入する場合は、市町村の財務規則に従う。
※入札、または見積合わせを別途実施する。または事情により一者随意契約もありえる。
- (7) 契約保証金は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定または市町村で定める規定による。

I 4 プロポーザルの結果に対する無効

次のいずれかに該当する場合、プロポーザルの結果は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記5の参加資格要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) コンソーシアムにおいて、複数の企画提案に同一の企業が含まれる場合
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 氏名、印影、重要な文字の誤脱がある、または不明な提案をした者
- (6) その他無効とするに足りる事実が明らかになった場合
- (7) 協議会構成員である市町村の予算が確保できない場合

I 5 その他

- (1) この業務に関する制作物については、協議会において複製が可能であることとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加により知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 提出された資料は、返還しない。
- (5) 本事業の5年間の継続については、年度ごとに県の予算が成立した場合に事業化されるため、この条件を満たさない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、企画書等の作成提出及び本事業の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (6) 特別支援学級等で予定のOS以外の品が必要な場合（例：基本はChromebookだが、特別支援学級はiPad）、その台数が10台に満たない場合は市町村との協議において追加を行うものとする。

以上